

医療保険制度改革について伺います。

5月27日、「医療保険制度改革法案」が自民・公明両党の賛成多数で強行採決されました。

その内容は、入院給食費や大病院外来受診時の負担増、後期高齢者医療保険料の値上げ、協会けんぽへの国庫補助削減など、負担増が目立ちます。

加えて、国保事業の広域化や、医療費目標を定める「医療費適正化計画」の見直し、混合診療に道をひらく「患者申出療養制度の創設」など、国庫負担を抑制しながら、保険者や市を医療費抑制へ駆り立て「医療の産業化」をすすめ、国民皆保険制度が掘り崩される内容です。

第一に、入院給食費の引き上げについてです。現在、一食260円の自己負担を2016年度は360円、2017年度には460円まで引き上げる予定です。日本栄養士会は「入院給食は栄養指導を行っており医療行為の一環」であることから、引き上げに強く反対しています。また、負担増のため、入院中の食事を断る人や、持込みの増加で栄養管理が困難となることが懸念されますが、市内の負担

増の見込み人数をお示し下さい。

また、国に対して引き上げの撤回を求めるべきではありませんか。
お答えください。

第二に、2016 年から紹介状を持たず大病院を受診した場合に従来の自己負担に加え、最大でも1万円の定額負担が義務化されることになりました。

日本難病・疾病団体協議会は、「難病患者は、何力所も医療機関をめぐる事も多い。専門医のいる病院が大病院である場合も多く、定額負担は患者や家族の経済的負担をさらに重くするのみならず、受診の機会を奪う」と声明を発表しています。

現在、福山市民病院では定額負担は1620円ですが、さらなる負担増で医療にかかる権利が脅かされます。国に対し撤回を求めるべきではありませんか。ご所見をお示し下さい。

第三に、患者申出療養制度の問題です。

これは、患者が希望すれば保険診療と保険のきかない医療との併用療養を拡大するものです。

国による安全性や有効性の審査期間は、現行の先進医療では3か月から6か月かかりますが、今後6週間に短縮します。

また「患者の申し出」は「自己責任」として、医療事故があった場合の公的な救済制度の対象にならない可能性もあります。

保険のきかない医療が広がれば、混合診療の全面解禁に道をひらくことになり、お金のあるなしで治療にかかるなど命に格差がうまれます。

誰もが安心して最新の治療を受けられるよう、必要な医療は保険適用とする原則を堅持し、国民皆保険制度のさらなる充実が求められます。国に対して、患者申出療養制度の撤回を求めるものですが、ご所見をお示し下さい。

第四に、地域医療構想についてです。政府は、病院のベッド数を10年後までに、現在の134万床から、最大20万床を削減する方針を示しました。新聞報道によると、広島県の病床削減は17.6%との事ですが、本市の削減数をお示し下さい。

この構想は、県が医療費削減の目標をもち、毎年その進捗を検証、病床機能の再編・削減等を促進しますが、狙いは医療費の抑制です。

しかし、このような病床削減が現実になれば、患者のさらなる追

い出しとなり、医療難民増加に拍車をかけることが懸念されます。

地域の実態に応じて必要な医療体制の維持・拡充を国や県に要望すること、また、市独自で拡充をする事を求めますが、ご所見をお示し下さい。

答弁<市長>

次に、医療保険制度改革についてであります。

まず、入院給食費の引き上げについてであります。

入院時の食事代につきましては、今後の高齢化の進展等を踏まえ、入院と在宅療養の公平性を図る観点から、在宅でも負担されている調理費相当額を負担していただくため、標準負担額を段階的に引き上げるものであります。

ただし、低所得者や難病患者等については、負担額が据え置かれることとされており、一定の配慮がなされているものと受け止めております。

なお、改正時に負担増となる人数の推計は困難であります。

次に、紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入についてであ

ります。

これは、持続可能な医療制度を構築するため、医療機関の機能分担を進める観点から導入されることとなったものであり、撤回を求めることは考えておりません。

次に、患者申出療養制度についてであります。

この制度は、国内未承認の医薬品等の使用を希望する患者からの申請により、保険外併用療養として、国が安全性・有効性等を確認し、身近な医療機関で迅速に受けることができるようにするもので、患者の思いに応えるものであると受け止めております。

次に、地域医療構想についてであります。

地域医療構想は、いわゆる団塊の世代が、全員75歳以上となる2025年（平成37年）に、この地域で必要となる医療ニーズを推計し、それに沿って、必要な医療体制を地域の関係者の連携によって整備していくというもので、県が策定することとなっております。

現在、「福山・府中地域 医療構想 調整会議」の中で、この地域

の医療体制について検討されております。

また、各地域の必要な医療体制については、広島県保健医療計画に基づき、県において決定されているものであります。

なお、この構想は、一律に各医療機関の病床を削減するものではないと理解しております。

以上